

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

お客さまの事業内容や成長可能性などを適切に評価する事業性評価の取り組みに基づき、コンコルディア・フィナンシャルグループ機能の活用や外部専門機関との連携を通じ、販路拡大などのビジネスマッチングや公的支援施策の活用支援、M&A アドバイザリー業務、事業承継コンサルティングなど、お客さまの企業価値向上に資する最適なソリューションの提供を行います。

b. IT 実装支援

お客さまの手続きのオンライン化に向け、「Web 口座開設サービス」やインターネットバンキングサービス、でんさいネットサービスなど、ペーパーレスや印鑑レスのお手続きを積極にご案内し、お客さまの業務効率化と働き方改革を支援します。

c. 専門人材マッチング

提携する人材紹介会社を通じて、お客さまのニーズに応じた「プロフェッショナル人材」などを紹介します。

d. グリーン化の取組み

お客さまの気候変動への適応力向上や脱炭素社会への移行を踏まえた対話を積極的におこなうことで、環境分野を資金使途とするグリーンファイナンスや、お客さまの脱炭素社会への移行を支援するソリューションを提供します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、下請事業者との望ましい取引慣行を踏まえ、適正な期限までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

コンコルディア・フィナンシャルグループは、経営理念の実践を通じてお客さまの豊かな人生やお取引先企業の事業発展をはじめとする「レジリエントでサステナブルな社会」の実現を目指しています。

持続的な企業価値の向上を実現し、本業を通じて社会課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

2022年2月9日

株式会社東日本銀行（株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ）

代表取締役頭取 大石 慶之